

幼児教育・保育の無償化について (宜野湾市子ども・子育て会議資料)



令和元年7月19日（金）

宜野湾市 こども企画課

子育て支援課

目次

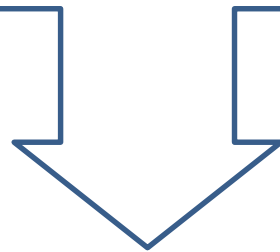
1. 幼児教育・保育の無償化の趣旨・・・P3～P4
2. 幼児教育・保育の無償化の基本的内容について・・・P5～P10
3. 認定区分・要件について・・・P11～P13
4. 利用料について・・・P14～P16
5. 無償化の対象とならない費用について・・・P17～P19

1. 幼児教育・保育の無償化の 趣旨

1. 幼児教育・保育の無償化の趣旨

○生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性

○幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策



令和元年10月1日より
幼児教育・保育の無償化実施

2. 幼児教育・保育の無償化の 基本的内容について

2. 幼児教育・保育の無償化の基本的内容について

1. 対象者及び対象施設等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- ◆ 3歳児クラスから5歳児クラスの幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業（標準的な利用料）の利用料が無償化
- ◆ 0歳児クラスから2歳児クラスの子どもは、住民税非課税世帯の利用料が無償化
- ※①新制度未移行の幼稚園については、月額上限2.57万円まで無償化
- ※②開始年齢：原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
- ※③保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考えを維持し、3歳～5歳は施設による実費徴収を基本

2. 幼児教育・保育の無償化の基本的内容について

(2) 幼稚園の預かり保育

- ◆保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
- ※①保育の必要性の認定・・・2号認定又は2号認定と同等の認定（新2号認定）を受ける必要がある
- ※②預かり保育は、子ども・子育て支援法の一部預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

2. 幼児教育・保育の無償化の基本的内容について

(3) 認可外保育施設等

- ◆ 3歳クラスから5歳クラスの保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
- ◆ 0歳児クラスから2歳児クラスの保育の必要性があると認定された、住民税非課税世帯は月額4.2万円までの利用料を無償化
- ※①認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
- ※②上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
- ※③都道府県に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定

2. 幼児教育・保育の無償化の基本的内容について

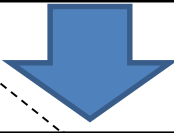
2. 無償化の対象と範囲

	認可保育所等	施設型給付幼稚園・認定こども園		私学助成幼稚園等		認可外保育施設等
		教育	預かり保育	教育	預かり保育	
3歳児クラス～5歳児クラス	○	○	○ (上限11,300円)	○ (上限25,700円)	○ (上限11,300円)	○ (上限37,000円)
満3歳児 (3歳になった日から最初の 3月31日までにある子)		○	×	○ (上限25,700円)	×	
住民税非課税世帯の満3歳児 (3歳になった日から最初の 3月31日までにある子)		○	○ (上限16,300円)	○ (上限25,700円)	○ (上限16,300円)	
住民税非課税世帯の 0歳児クラス～2歳児クラス	○					○ (上限42,000円)

2. 幼児教育・保育の無償化の基本的内容について

3. 費用負担のイメージ

これまでと、これからの費用負担イメージについては下記のとおりです。

国	県	市	無償化 利用料
			
国 1 / 2	県 1 / 4	市 1 / 4	

3. 認定区分・要件について

3. 認定区分・要件について

1. 認定区分とは

認定区分	実施年齢	保育の必要性	利用できる施設・事業
1号認定	3～5	なし	幼稚園（施設型給付） 認定こども園（教育）
2号認定	3～5	あり	認可保育所 認定こども園（保育）
3号認定	0～2	あり	認可保育所 認定こども園（保育） 小規模保育事業 事業所内保育事業



※幼稚園の預かり保育、認可外保育施設に通い、認定を受けていない方は、認定を受ける必要があります、認定に係る手続きが必要となります。

3. 認定区分・要件について

2. 保育の必要性の認定要件

認可外保育施設や、幼稚園の預かり保育者が無償化の対象となるには、下記要件を満たす必要があります。

項目	内容
就労	フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内労働など、基本的に全ての労働
妊娠・出産	出産の3カ月前、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで（※概ね出産後2ヶ月まで）
保護者の疾病・障害	病気または障がいにより保育ができない場合
病人の看護等	病人または障害者（児）である同居の親族を、常時看護・介護している場合
災害復旧	火災、風水害、地震などで、家屋破損などの復旧にあたっている場合
求職活動	仕事を探している場合（※入所期間：最長90日間）
就学	就学・技能取得のために学校や就業訓練校に通っている場合
その他	上記1～7以外の特別な事情があると市長が認める場合

4. 利用料について

4. 保育料等について

1. 保育所等の利用料（例）

現在

現在の保育所・認定こども園・地域型保育事業所等の保育料は下記のとおりです。

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料月額(円)				多子計算 の対象
階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
第1	生活保護法に規定する被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付受給世帯及び配偶者支援金受給世帯	0	0	0	0	保護者と生計が同一の子どもであれば年齢に関わらず対象
第2	(1) 第1階層を除き、市要保護世帯[ひとり親世帯及び在宅障害児(者)のいる町村民税非課税世帯]	0	0	0	0	
	(2) 帯 (1)に該当する世帯以外の世帯	8,200	8,200	5,200	5,200	
第3	(1) 第1階層を除き、市所得割の額が48,600円未達の世帯	7,500	7,500	6,000	6,000	
	(2) 町村民税の課税世帯であって、所得割の額が右の区分に該当する世帯	16,200	16,000	13,800	13,600	
第4	(1) 所得割の額が48,600円以上97,000円未満の世帯	9,000	9,000	6,000	6,000	
	(2) 所得割の額が77,101円未満の世帯	25,000	24,600	22,500	22,200	
	(1)に該当する世帯以外で、所得割の額が57,700円未満の世帯	25,000	24,600	22,500	22,200	
第5	所得割の額が97,000円以上169,000円未満の世帯	37,200	36,600	27,000	26,600	保育施設等を利用している子どもが対象
第6	所得割の額が169,000円以上301,000円未満の世帯	40,500	39,900	28,500	28,100	
第7	所得割の額が301,000円以上397,000円未満の世帯	42,500	41,800	29,000	28,600	
第8	所得割の額が397,000円以上の世帯	51,300	50,500	31,600	31,100	

4. 保育料等について

無償化後については下記の対象世帯の利用料が無償となります。

無償化後

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料月額(円)				多子計算 の対象
階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
第1	生活保護法に規定する被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付受給世帯及び配偶者支援金受給世帯	無償化		無償化		保護者と生計が同一の子どもであれば年齢に関わらず対象
第2	(1) 第1階層を除き、市要保護世帯[ひとり親世帯及び在宅障害児(者)のいる町村民税非課税世帯] (2) 市帯 (1)に該当する世帯以外の世帯					
第3	(1) 第1階層を除き、市所得割の額が48,600円未達の世帯 町村民税の所得割の課税世帯であつて、所得割の額が※均等割のみ課税を含む (2) 右の区分に該当する世帯	7,500	7,500	無償化	保育施設等を利用している子どもが対象	
第4	(1) 所得割の額が48,600円以上97,000円未満の世帯 所得割の額が77,101円未満の要保護世帯[ひとり親世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯] (2) (1)に該当する世帯以外で、所得割の額が57,700円未満の世帯 (1)に該当する世帯以外で、所得割の額が57,700円以上の世帯	9,000	9,000			
第5	所得割の額が97,000円以上169,000円未満の世帯	37,200	36,600			
第6	所得割の額が169,000円以上301,000円未満の世帯	40,500	39,900			
第7	所得割の額が301,000円以上397,000円未満の世帯	42,500	41,800			
第8	所得割の額が397,000円以上の世帯	51,300	50,500			

5. 無償化の対象とならない費用について

5. 無償化の対象とならない費用について

1. 対象外の費用

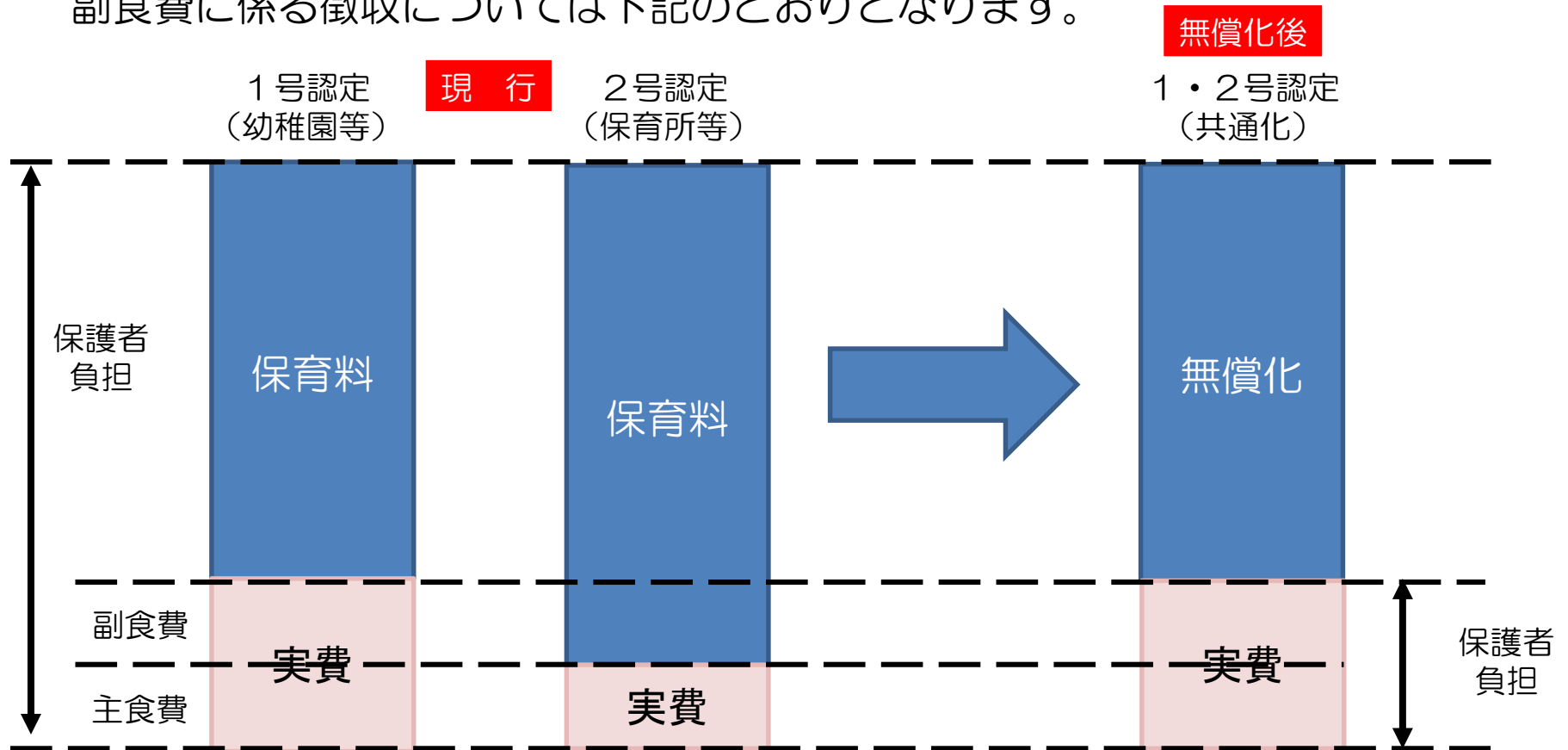
○施設から実費として徴収されている費用（通園送迎費、**食材料費**、行事費など）は、無償化の対象外となります。

※2号認定こどもの副食費（おかず、おやつ等にかかる費用）については、これまで利用料に組み込まれていました（4,500円相当）が、無償化後は施設による実費徴収となります。ただし、無償化実施にあたり、保護者の負担が増えないよう、副食費の免除制度が設けられます。

5. 無償化の対象とならない費用について

2. 副食費について

副食費に係る徴収については下記のとおりとなります。



※副食費の免除対象者

- 年収360万円未満相当の世帯の子ども
- 全所得階層の第3子以降の子ども